

北海道告示第 10776 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 5 年 5 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

森林資源モニタリング調査業務 1 区（渡島）

(2) 契約の目的の仕様等

森林資源モニタリング調査業務処理要領による。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

(4) 納入場所

北海道水産林務部林務局森林計画課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和 5 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「技術資料作成」の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 道内に本店又は支店を有すること。

(5) 過去 15 年間に、道内において、国（独立行政法人及び国立大学法人等を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と森林調査業務（測樹）が含まれる契約を締結し、履行した実績があること。

(6) 専門的な知識を有する者（例：技術士（森林部門、環境部門）、生物分類技能検定 1 級又は 2 級、林業普及指導員、林業技士（森林環境部門）、樹木医等の植生調査に係る有資格者、又は、一定期間従事した技術者を道内に 1 名以上有していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需契約適格組合の証明を有するときは、2 の（5）に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 5 年 5 月 17 日（水）から令和 5 年 5 月 23 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道水産林務部林務局森林計画課
電話 011-231-4111 内線 28-534
011-204-5497 (直通)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道水産林務部林務局森林計画課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁11階 水産林務部1号会議室

(2) 入札日時 令和5年5月29日(月)13時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を

もって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道水産林務部林務局森林計画課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電 話 番 号 011-231-4111 内線 28-534
011-204-5497 (直通)

(6) 前金払

契約金額の3割に相当する額以内を前金払する。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。